

令和3年9月6日

令和3年第3回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	15	令和2年度健全化判断比率報告の件	1
〃	16	令和2年度資金不足比率報告の件	1
〃	17	処分報告(支払督促の申立てに対する督促異議に係る訴えの提起)の件	2
〃	18	処分報告(損害賠償の額の決定)の件	3
〃	19	令和2事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件	4
〃	20	令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件	11
議案	44	貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	12
〃	45	附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	13
〃	46	貝塚市基金条例の一部を改正する条例制定の件	14
〃	47	貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	14
〃	48	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件	15
〃	49	貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	15
〃	50	貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例等の一部を改正する条例制定の件	16
〃	51	そぶら・貝塚ほの字の里条例を廃止する条例制定の件	17
〃	52	財産の無償譲渡及び無償貸付けの件	18
〃	53	令和3年度貝塚市一般会計補正予算(第7号)の件	20
〃	54	令和3年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件	25
〃	55	令和3年度貝塚市病院事業会計補正予算(第2号)の件	28

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
認定	1	令和2年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件	29
〃	2	令和2年度貝塚市水道事業会計決算認定の件	29
〃	3	令和2年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件	30
〃	4	令和2年度貝塚市病院事業会計決算認定の件	30

報告第 15 号

令和 2 年度健全化判断比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度決算に基づく貝塚市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.56)	— (17.56)	5.4 (25.0)	21.4 (350.0)

() の数値は、早期健全化基準

2. 令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 16 号

令和 2 年度資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度決算に基づく貝塚市の公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 公営企業資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	1.0 (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

() の数値は、経営健全化基準

2. 令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 17 号

処分報告（支払督促の申立てに対する督促異議に係る訴えの提起）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものである。
で、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

支払督促の申立てに対する督促異議に係る訴えの提起の件

本市奨学資金の貸与を受けている者及びその連帯保証人に対し、支払督促の申立てによる履行の請求を行ったところ、督促異議の申立てがなされたことから、民事訴訟法第 395 条の規定により支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなし、訴訟事件に移行することとなったため、次のとおり訴えを提起するものとする。

1. 事件名 奨学資金返還金請求事件
2. 当事者 原告 貝塚市島中一丁目 17 番 1 号
貝塚市
代表者 貝塚市長 藤原 龍男

被告 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3. 請求の要旨

未返還奨学資金 1,005,000 円及びこれに対する令和元年 10 月 2 日から支払済みまで年 10.75 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めるもの。

4. 訴えを提起する方法

岸和田簡易裁判所へ訴えを提起するもの。

なお、同裁判所の判決の結果、必要がある場合は、控訴しようとするもの。

令和 3 年 6 月 1 日処分

貝塚市長 藤原 龍男

報告第19号

令和2事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件

令和2事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の決算を次のとおり報告する。

令和3年9月6日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

理事長 西川 修 助 殿

令和3年6月3日

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

監事 井上 菊 信

監事 西納 功

監査報告書

私たちは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料等の調査を行い、当該事業年度に係る事業報告書、また、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書（以下、計算書類等という）について監査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類等は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和2事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支決算

収入決算額合計	213,173,321円
支出決算額合計	212,060,661円
当期収支差額合計	1,112,660円
前期繰越収支差額合計	101,939,840円
次期繰越収支差額合計	103,052,500円

令和2事業年度一般財団法人員塚市文化振興事業団収支計算書（総括表）
（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計	備 考
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
①事業収入						
自主事業収入	7,341,462	0	0	0	7,341,462	入場料
使用料収入	15,369,368	0	0	1,630,030	16,999,398	ホール等利用料
友の会会費収入	345,500	0	0	0	345,500	
受託事業収入	0	2,547,000	0	0	2,547,000	
施設管理受託事業収入	0	0	179,701,910	0	179,701,910	
事業収入計	23,056,330	2,547,000	179,701,910	1,630,030	206,935,270	
②雑収入						
受取利息収入	181,858	0	0	0	181,858	預金利子
その他雑収入	6,056,193	0	0	0	6,056,193	各種手数料
雑収入計	6,238,051	0	0	0	6,238,051	
事業活動収入合計	29,294,381	2,547,000	179,701,910	1,630,030	213,173,321	
2. 事業活動支出						
①事業費支出						
仕入高	28,270	0	0	0	28,270	
給料手当支出	0	0	24,316,237	0	24,316,237	
臨時雇賃金支出	625,000	0	0	0	625,000	アルバイト賃金
報酬支出	4,905,450	0	27,773,378	0	32,678,828	嘱託報酬
福利厚生費支出	32,218	0	8,928,691	0	8,960,909	社会保険料等
旅費交通費支出	2,250	2,250	21,410	0	25,910	出演者旅費等
通信運搬費支出	228,315	7,843	536,868	0	773,026	郵便料等
備品購入費支出	0	0	998,526	0	998,526	
消耗品費支出	81,314	31,532	1,628,441	0	1,741,287	
修繕費支出	0	0	7,999,078	0	7,999,078	舞台関係修繕料等
印刷製本費支出	2,048,309	453,063	0	0	2,501,372	ポスター・機関誌等
燃料費支出	0	0	67,306	0	67,306	ガソリン等
光熱水料費支出	0	0	29,241,897	0	29,241,897	電気・ガス料金等
租税公課支出	413,851	200	1,300	0	415,351	印紙代・消費税等
負担金支出	0	0	5,400	0	5,400	事業負担金等
委託費支出	14,128,572	1,031,032	74,193,034	0	89,352,638	事業委託料等
会議費支出	145,327	0	0	0	145,327	出演者・来客賄等
使用料支出	2,457,360	529,470	5,243,616	0	8,230,446	会館使用料等
手数料支出	1,145,100	270,380	36,410	0	1,451,890	制作手数料等
著作権料支出	239,623	0	0	0	239,623	著作権使用料
広告宣伝費支出	956,420	221,230	0	0	1,177,650	
雑支出	5,500	0	0	0	5,500	
事業費支出計	27,442,879	2,547,000	180,991,592	0	210,981,471	

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計	備 考
②管理費支出						
会議費支出	0	0	0	1,787	1,787	
通信運搬費支出	0	0	0	3,880	3,880	
消耗品費支出	0	0	0	8,822	8,822	
保険料支出	0	0	0	376,510	376,510	
租税公課支出	0	0	0	268,700	268,700	消費税等
負担金支出	0	0	0	28,000	28,000	
手数料支出	0	0	0	10,396	10,396	
報償金支出	0	0	0	311,000	311,000	役員費用弁償
管理費支出計	0	0	0	1,009,095	1,009,095	
3. その他の事業活動支出						
①法人税、住民税及び事業税	70,095	0	0	0	70,095	
その他の事業活動支出計	70,095	0	0	0	70,095	
事業活動支出合計	27,512,974	2,547,000	180,991,592	1,009,095	212,060,661	
事業活動収支差額	1,781,407	0	△ 1,289,682	620,935	1,112,660	
当期収支差額	1,781,407	0	△ 1,289,682	620,935	1,112,660	
前期繰越収支差額	34,093,890	0	△ 9,112,645	76,958,595	101,939,840	
次期繰越収支差額	35,875,297	0	△ 10,402,327	77,579,530	103,052,500	

令和2事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団正味財産増減計算書（総括表）
（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業収益					
自主事業収入	7,341,462	0	0	0	7,341,462
使用料収入	15,369,368	0	0	1,630,030	16,999,398
友の会会費収入	345,500	0	0	0	345,500
受託事業収入	0	2,547,000	0	0	2,547,000
施設管理受託事業収入	0	0	179,701,910	0	179,701,910
事業収益計	23,056,330	2,547,000	179,701,910	1,630,030	206,935,270
② 雑収益					
受取利息	181,858	0	0	0	181,858
その他雑収益	6,056,193	0	0	0	6,056,193
雑収益計	6,238,051	0	0	0	6,238,051
経常収益計	29,294,381	2,547,000	179,701,910	1,630,030	213,173,321
(2) 経常費用					
① 事業費					
期首たな卸高	42,000	0	0	0	42,000
仕入高	28,270	0	0	0	28,270
期末たな卸高（△）	△ 55,004	0	0	0	△ 55,004
給料手当	0	0	24,316,237	0	24,316,237
臨時雇賃金	625,000	0	0	0	625,000
報酬	4,905,450	0	27,773,378	0	32,678,828
福利厚生費	32,218	0	8,928,691	0	8,960,909
旅費交通費	2,250	2,250	21,410	0	25,910
通信運搬費	228,315	7,843	536,868	0	773,026
備品購入費	0	0	998,526	0	998,526
消耗品費	81,314	31,532	1,628,441	0	1,741,287
修繕費	0	0	7,999,078	0	7,999,078
印刷製本費	2,048,309	453,063	0	0	2,501,372
燃料費	0	0	67,306	0	67,306
光熱水料費	0	0	29,241,897	0	29,241,897
租税公課	413,851	200	1,300	0	415,351
支払負担金	0	0	5,400	0	5,400
委託費	14,128,572	1,031,032	74,193,034	0	89,352,638
会議費	145,327	0	0	0	145,327
使用料及び賃借料	2,457,360	529,470	5,243,616	0	8,230,446
手数料	1,145,100	270,380	36,410	0	1,451,890
著作権料	239,623	0	0	0	239,623
広告宣伝費	956,420	221,230	0	0	1,177,650
雑費	5,500	0	0	0	5,500
事業費計	27,429,875	2,547,000	180,991,592	0	210,968,467

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
②管理費					
会議費	0	0	0	1,787	1,787
通信運搬費	0	0	0	3,880	3,880
消耗品費	0	0	0	8,822	8,822
保険料	0	0	0	376,510	376,510
租税公課	0	0	0	258,700	258,700
支払負担金	0	0	0	28,000	28,000
手数料	0	0	0	10,396	10,396
報償金	0	0	0	311,000	311,000
管理費計	0	0	0	999,095	999,095
経常費用計	27,429,875	2,547,000	180,991,592	999,095	211,967,562
当期経常増減額	1,864,506	0	△ 1,289,682	630,935	1,205,759
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外費用					
退職給付引当金繰入	0	0	0	1,722,505	1,722,505
経常外費用計	0	0	0	1,722,505	1,722,505
当期経常外増減額	0	0	0	△ 1,722,505	△ 1,722,505
税引前当期一般正味財産増減額	1,864,506	0	△ 1,289,682	△ 1,091,570	△ 516,746
法人税、住民税及び事業税等	70,095	0	0	0	70,095
当期一般正味財産増減額	1,794,411	0	△ 1,289,682	△ 1,091,570	△ 586,841
一般正味財産期首残高	44,135,890	0	△ 19,112,645	102,717,215	127,740,460
一般正味財産期末残高	45,930,301	0	△ 20,402,327	101,625,645	127,153,619
II 正味財産期末残高	45,930,301	0	△ 20,402,327	101,625,645	127,153,619

令和2事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団貸借対照表（総括表）
（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	39,272,091	886,934	4,531,293	77,745,347	0	122,435,665
売掛金	3,370	0	0	0	0	3,370
未収金	329,041	0	0	0	0	329,041
たな卸資産	55,004	0	0	0	0	55,004
貯蔵品	0	0	0	10,000	0	10,000
前払金	237,982	0	0	0	0	237,982
事業短期貸付金	2,296,686	0	0	0	△ 2,296,686	0
流動資産合計	42,194,174	886,934	4,531,293	77,755,347	△ 2,296,686	123,071,062
2. 固定資産						
(1)基本財産						
基本財産積立預金	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
基本財産合計	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
(2)その他固定資産						
電話加入権	0	0	0	749,840	0	749,840
事業長期貸付金	10,000,000	0	0	0	△ 10,000,000	0
その他固定資産合計	10,000,000	0	0	749,840	△ 10,000,000	749,840
固定資産合計	10,000,000	0	0	50,749,840	△ 10,000,000	50,749,840
資産合計	52,194,174	886,934	4,531,293	128,505,187	△ 12,296,686	173,820,902
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	338,612	13,938	13,553,030	4,017	0	13,909,597
未払法人税等	70,000	0	0	0	0	70,000
未払消費税等	67,000	0	△ 43,100	145,900	0	169,800
前受金	2,992,957	0	0	15,900	0	3,008,857
預り金	2,795,304	0	0	0	0	2,795,304
事業短期借入金	0	872,996	1,423,690	0	△ 2,296,686	0
流動負債合計	6,263,873	886,934	14,933,620	165,817	△ 2,296,686	19,953,558
2. 固定負債						
事業長期借入金	0	0	10,000,000	0	△ 10,000,000	0
退職給付引当金	0	0	0	26,713,725	0	26,713,725
固定負債合計	0	0	10,000,000	26,713,725	△ 10,000,000	26,713,725
負債合計	6,263,873	886,934	24,933,620	26,879,542	△ 12,296,686	46,667,283
III 正味財産の部						
1. 一般正味財産	45,930,301	0	△ 20,402,327	101,625,645	0	127,153,619
正味財産合計	45,930,301	0	△ 20,402,327	101,625,645	0	127,153,619
負債及び正味財産合計	52,194,174	886,934	4,531,293	128,505,187	△ 12,296,686	173,820,902

報告第 20 号

令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件

令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業の計画変更を次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）

令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

- 1 前期繰越収支差額及び次期繰越収支差額に、それぞれ 103,052 千円を追加し、当期収支差額 0 円、前期繰越収支差額 103,052 千円並びに次期繰越収支差額 103,052 千円とする。
- 2 収入支出予算の補正にかかる科目ごとの金額及び補正後の収入支出予算の金額は、次による。

（単位：千円）

大 科 目	予 算 額	補 正 予 算 額	計
当 期 収 入 合 計	233,653	0	233,653
当 期 支 出 合 計	233,653	0	233,653
当 期 収 支 差 額	0	0	0
前 期 繰 越 収 支 差 額	0	103,052	103,052
次 期 繰 越 収 支 差 額	0	103,052	103,052

議案第 44 号

貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例等の一部を改正する条例

(貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例(平成 9 年貝塚市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 4 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に、「同法」を「番号法」に改める。

(貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年貝塚市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

(手数料条例の一部改正)

第 3 条 手数料条例(昭和 18 年貝塚市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 10 号を次のように改める。

(10) 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月6日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例

(附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号)の一部を次のように改正する。

別表中	「	貝塚市 J R 東貝塚駅周 辺地区バリアフリー基 本構想策定協議会	J R 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構 想の策定についての協議及び調査審議に関 する事務	」
-----	---	---	--	---

を	「	貝塚市 J R 東貝塚駅周 辺地区バリアフリー基 本構想策定協議会	J R 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構 想の策定についての協議及び調査審議に関 する事務	に改め
	貝塚市立地適正化計画 等検討委員会	立地適正化計画の策定、評価及び改定並び に都市計画マスタープランの改定について の調査審議に関する事務		

る。

(貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年貝塚市条例
 第336号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	貝塚市 J R 東貝塚 駅周辺地区バリア フリー基本構想策 定協議会委員	同 8,000円	同	」
-------	---	---	----------	---	---

を	「	貝塚市 J R 東貝塚 駅周辺地区バリア フリー基本構想策 定協議会委員	同 8,000円	同	に改める。
	貝塚市立地適正化 計画等検討委員会 委員	同 8,000円	同		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

貝塚市基金条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月6日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市基金条例の一部を改正する条例
貝塚市基金条例（平成18年貝塚市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条の表貝塚市公共施設等整備基金の項の次に次のように加える。

貝塚市営住宅基金	貝塚市営住宅の整備、修繕、改良、解体等及び市債の償還に要する費用に充てること。
----------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月6日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例
貝塚市職員定数条例（昭和24年貝塚市条例第124号）の一部を次のように改正する。
第2条第12号中「314人」を「319人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第 48 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件
職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月6日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年貝塚市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」を「市長に」に、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、」を「任命権者に」に、「に署名して」を「を提出して」に改める。

別記様式中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月6日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条例第336号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別職の職員がその属する委員会等の会議に出席するため旅行したときは、その旅行について、別に市長が定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。

別表第1 消防団副分団長の項報酬の額の欄中「43,000円」を「45,500円」に改め、同表消防団班長の項報酬の額の欄中「33,000円」を「37,000円」に改め、同表消防団員の項報酬の額の欄中「28,000円」を「36,500円」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 消防団長、消防団副団長、消防団分団長、消防団副分団長、消防団部長、消防団班長及び消防団員が次に掲げる職務に従事したときは、この表に定めるもののほか、それぞれ次に定める額を出動報酬として支給する。

(1) 災害への対処に関する出動 1日につき8,000円

(2) 訓練、警戒等に関する出動 1回につき2,700円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(報酬に関する経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。

(費用弁償に関する経過措置)

3 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、第4条の改正規定の施行の日以後に支給すべき事由が生じた費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた費用弁償については、なお従前の例による。

4 施行日前に支給すべき事由が生じた消防団員の出場に係る費用弁償については、なお従前の例による。

議案第50号

貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例等の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月6日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

貝塚市条例第 号

貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例等の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「前納しなければ」を「納付しなければ」に改める。

(1) 貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例（平成30年貝塚市条例第13号）第5条

(2) 貝塚市立総合体育館条例（昭和59年貝塚市条例第17号）第6条第1項

(3) 貝塚市立グラウンド条例（昭和41年貝塚市条例第25号）第5条

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例第5条、貝塚市立総合体育館条例第6条第1項、貝塚市立グラウンド条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、同日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

議案第51号

そぶら・貝塚ほの字の里条例を廃止する条例制定の件

そぶら・貝塚ほの字の里条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月6日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

そぶら・貝塚ほの字の里条例を廃止する条例

そぶら・貝塚ほの字の里条例（平成12年貝塚市条例第29号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃止前のそぶら・貝塚ほの字の里条例第20条の規定による利用者等に係る個人情報を適切に保護するための必要な措置及びその業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

財産の無償譲渡及び無償貸付けの件

次のとおり、財産を無償で譲渡し、及び貸し付けたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1 無償譲渡をする財産

(1) 建物

- ア 名称 そぶら・貝塚ほの字の里
- イ 所在地 貝塚市蕎原 2 1 1 4 番地 2
- ウ 対象施設

施設名	構造	延床面積
ほの字の館 (本館・宿泊棟)	木造一部鉄筋コンクリート造 平屋建て	780.32 平方メートル
ゆの館 (温泉棟)	鉄筋コンクリート造一部木造 平屋建て	330.57 平方メートル
集いの館 (宿泊棟)	鉄骨造 2 階建て	133.34 平方メートル
バーベキューコーナー (林間広場施設)	木造平屋建て	157.39 平方メートル
山小屋 (倉庫)	平屋建て	22.00 平方メートル
運動場器具庫 (倉庫)	平屋建て	36.00 平方メートル
炭焼小屋	木造平屋建て	26.24 平方メートル
ごみ置場	補強コンクリートブロック造 平屋建て	3.11 平方メートル

- (2) 1 (1) ウの対象施設の附属設備一式
- (3) 1 (1) ウ及び 2 (2) ウの対象施設に付随する備品 (防災関連用品を除く。) 一式
- (4) 2 (1) の土地及びそぶら・貝塚ほの字の里の駐車場が存する土地の工作物 (2 (2) ウの対象施設を除く。) 及び立木一式

2 無償貸付けをする財産

(1) 土地

所在	地番	地目	地積 (公簿)
貝塚市蕎原	1 6 3 5 番	学校用地	5, 2 3 2 平方メートル
貝塚市蕎原	1 6 3 6 番 1	学校用地	1 2 2 平方メートル
貝塚市蕎原	1 6 3 6 番 2	公衆用道	3 3 平方メートル
貝塚市蕎原	1 6 4 8 番	学校用地	1 9 1 平方メートル
貝塚市蕎原	1 6 4 9 番 1	学校用地	1 5 5 平方メートル
貝塚市蕎原	1 6 5 0 番	学校用地	1, 2 1 4 平方メートル
貝塚市蕎原	1 6 5 3 番	学校用地	9 2 平方メートル
貝塚市蕎原	1 6 5 4 番 2	学校用地	1 3 2 平方メートル
貝塚市蕎原	2 1 1 4 番 2	学校用地	1 1 9 平方メートル
貝塚市蕎原	2 1 1 4 番 4	学校用地	6 0 平方メートル
貝塚市蕎原	2 1 9 3 番	学校用地	1 6 1 平方メートル

(2) 建物

ア 名 称 そぶら・貝塚ほの字の里

イ 所 在 地 貝塚市蕎原 2 1 1 4 番地 2

ウ 対象施設

施設名	構造	延床面積
元気の館 (体育館)	鉄筋コンクリート造 2 階建て	6 2 8 . 9 9 平方メートル

(3) 2(2)ウの対象施設の附属設備一式

3 無償貸付けの期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

4 無償譲渡及び無償貸付けの目的

そぶら・貝塚ほの字の里を山手地域における観光拠点としての活用に供することにより、温泉・宿泊施設を中心とした賑わいの創出や交流の促進を図り、もって貝塚市の観光振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

5 無償譲渡及び無償貸付けの相手方

大阪府中央区谷町二丁目 2 番 22 号

一般社団法人 SDG s L A B O

議案第 53 号

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和 3 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 1, 8 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9, 8 6 5, 4 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		5,228,419	140,692	5,369,111
	1. 地方交付税	5,228,419	140,692	5,369,111
14. 国庫支出金		7,466,590	14,915	7,481,505
	2. 国庫補助金	1,231,543	14,915	1,246,458
15. 府支出金		2,915,978	19,628	2,935,606
	2. 府補助金	537,584	19,628	557,212
16. 財産収入		25,940	13,235	39,175
	2. 財産売払収入	200	13,235	13,435
17. 寄附金		705,185	30	705,215
	1. 寄附金	705,185	30	705,215
19. 繰越金		100	93,523	93,623
	1. 繰越金	100	93,523	93,623
21. 市債		6,578,500	29,800	6,608,300
	1. 市債	6,578,500	29,800	6,608,300
歳入合計		39,553,610	311,823	39,865,433

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,498,632	225,544	7,724,176
	1. 総務管理費	6,775,520	225,544	7,001,064
3. 民生費		17,038,525	31,304	17,069,829
	1. 社会福祉費	6,805,933	15,684	6,821,617
	2. 児童福祉費	7,032,743	15,620	7,048,363
4. 衛生費		3,845,923	30	3,845,953
	3. 病院費	980,402	30	980,432
8. 土木費		3,370,292	22,435	3,392,727
	2. 道路橋梁費	800,285	2,700	802,985
	5. 都市計画費	1,899,612	6,500	1,906,112
	6. 住宅費	490,039	13,235	503,274
9. 消防費		1,053,796	836	1,054,632
	1. 消防費	1,053,796	836	1,054,632
10. 教育費		3,422,830	31,674	3,454,504
	2. 小学校費	1,493,942	19,965	1,513,907
	3. 中学校費	426,218	4,339	430,557
	5. 社会教育費	530,821	7,370	538,191
歳 出	合 計	39,553,610	311,823	39,865,433

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市道脇浜二色線道路工事設計委託事業	令和3年度～令和4年度	6,300千円
ほの字の里避難所空調設備設置工事設計委託事業	令和3年度～令和4年度	1,949千円
中学校屋内運動場空調設備設置及び照明LED化設計委託事業	令和3年度～令和4年度	10,124千円
新刊書誌情報供給事業	令和3年度～令和6年度	1,980千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備 考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備 考	
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他		
市民文化会館 施設整備事業	千円 9,800	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 20	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 12,000	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左	
保健福祉合同 庁舎整備事業	6,300			その他	20	3				同左			同左	8,500	同左				同左
消防防災施設 整備事業	75,600			20	3	同左				同左			76,400	同左	同左				
学 校 施 設 整 備 事 業	712,500			25	3	同左				同左			731,600	同左	同左				
公 民 館 施 設 整 備 事 業						15				3			5,500	同左	同左				
起債合計	6,578,500								6,608,300										

議案第 54 号

令和 3 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 3 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 240,064 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,958,160 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,907,608	499	1,908,107
	2. 国庫補助金	551,815	499	552,314
7. 繰入金		1,285,752	500	1,286,252
	1. 一般会計繰入金	1,249,121	500	1,249,621
8. 繰越金		2,550	239,065	241,615
	1. 繰越金	2,550	239,065	241,615
歳 入 合 計		7,718,096	240,064	7,958,160

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		156,027	999	157,026
	1. 総務管理費	37,638	999	38,637
4. 基金積立金		100	203,862	203,962
	1. 基金積立金	100	203,862	203,962
6. 諸支出金		2,650	35,203	37,853
	1. 償還金及び還付加算金	2,650	35,203	37,853
歳 出	合 計	7,718,096	240,064	7,958,160

議案第 55 号

令和 3 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 2 号）の件

第 1 条 令和 3 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（3）主要な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
医療機械器具及び備品	113,241千円	4,210千円	117,451千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 事業収益	7,571,612千円	67,790千円	7,639,402千円
第 2 項 医業外収益	738,497千円	67,790千円	806,287千円
	支	出	
第 1 款 事業費用	7,767,444千円	38,525千円	7,805,969千円
第 1 項 医業費用	7,482,662千円	38,525千円	7,521,187千円

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	883,782千円	4,210千円	887,992千円
第 4 項 補助金	0千円	4,210千円	4,210千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,165,319千円	4,210千円	1,169,529千円
第 1 項 建設改良費	552,697千円	4,210千円	556,907千円

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
（1）職員給与費	4,140,901千円	38,525千円	4,179,426千円
（3）建設改良費	552,697千円	4,210千円	556,907千円

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

認定第 1 号

令和 2 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件

令和 2 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算について、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

記

1. 令和 2 年度貝塚市歳入歳出決算書
 - (1) 一般会計
 - (2) 国民健康保険事業特別会計
 - (3) 財産区特別会計
 - (4) 介護保険事業特別会計
 - (5) 後期高齢者医療事業特別会計
 2. 令和 2 年度貝塚市歳入歳出決算に関する説明資料
 - (1) 主要施策の成果説明書
 - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書
 - (5) 基金運用状況調
 3. 令和 2 年度貝塚市一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書 (別 冊)
-

認定第 2 号

令和 2 年度貝塚市水道事業会計決算認定の件

令和 2 年度貝塚市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

記

1. 令和 2 年度貝塚市水道事業会計決算書
2. 令和 2 年度貝塚市水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 2 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 3 号

令和 2 年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件

令和 2 年度貝塚市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

記

1. 令和 2 年度貝塚市下水道事業会計決算書
2. 令和 2 年度貝塚市下水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 2 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 4 号

令和 2 年度貝塚市病院事業会計決算認定の件

令和 2 年度貝塚市病院事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 藤原 龍 男

記

1. 令和 2 年度貝塚市病院事業会計決算書
2. 令和 2 年度貝塚市病院事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 2 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)